

114相続定期預金の取扱いを開始します

～ご家族への大切な想いは百十四銀行がお預かりします～

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、2022年6月1日（水）より「114相続定期預金」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

「114相続定期預金」は、相続によりお受け取りになられたご資金を原資とする定期預金に対して特別金利を適用するものです。

当行はこれからもお客さまのニーズに幅広くお応えできる商品の提供につとめてまいります。

記

1. 商品概要

ご利用いただける方	相続によりご資産を受け継がれた個人のお客さま ・定期預金の作成は、相続財産のお受取日より1年以内となります ・当行以外の金融機関にて相続手続きを行い、相続されたご資金も対象となります ・相続により取得された不動産や株式等の換金代金や生命保険金も対象となります
適用金利	店頭表示金利より、3ヵ月定期+1.0%、6ヵ月定期+0.5% ・適用金利は初回満期日までの適用となります ・満期金を原資として相続定期預金を作成することはできません
預入金額	100万円以上、1億円以内（1円単位） ・相続により取得されたご資金の範囲内となります
ご留意事項	店頭のみでの取扱いとなります 他のキャンペーン等の金利上乗せとの合算はいたしません 今後の金融情勢により、予告なしに商品内容、適用金利等の変更、取扱いを中止、または延長することがあります

2. 取扱い期間

2022年6月1日（水）～2023年3月31日（金）

以上